

議 運 号
平成 26 年 12 月 19 日

議 長 溝 部 幸 基 様

議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

議会運営委員会の開催結果について（報告）

12月17日開催の本委員会において審議した結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 事 件

(1) 定例会 12月会議の反省事項について

- ① 一般質問
・ 滝川議員
・ 熊野議員
・ 川村議員
※特になし

② 条例（修正案含む）

※次の4点を反省事項とした。

- ア. 滝川議員が修正案の質疑において、12月15日に開催した議員勉強会を引き合いに出して、「ラスパイレス指数についての説明がなかったのが残念」との発言をしているが、このようなことはあってはならないことであり、強く注意した。
- イ. 16日の本会議前の議員控室において、滝川議員が藤山議員に対して、昨日の勉強会に出席しないで、修正案の発議者になり、きちんと質疑できるのかとの不謹慎な発言があったので、厳に慎むように指摘した。
- ウ. 職員組合の抗議文の対抗措置（①昼休みの窓口対応、②休日における町内会連絡担当職員の対応）の対応等に関する議員との意見交換において、町長と総務課長の答弁は、昼休みは管理職と町長も含めて対応し問題のないようにしたい、休日の対応も同様になると述べています。また、葬儀の対応は、葬儀社、家族、友人、地域で執り行うのが望ましく、今後はそのような方向で、町（職員）の協力体制をなくしていくような主旨の発言もありました。どちらの対応も、町と職員組合が町民サービスの一環としてこれまで築き上げてきた福島町独自の良い事例だと捉えています。町長や総務課長は、実態を充分把握せず、修正案提出の状況を考慮せず、表面上だけの問題（課題）を捉えて答弁しているようにしか思われなかった。町民へのサービス低下や職員のモチベーションと意思疎通に大きな支障をきたす可能性が大きく、今後の組合との対応に配慮し慎重に発言すべきではなかったか疑義が残る。
- エ. 給与条例を提案する概要の説明を12月8日に議会運営委員会で受けました。溝部議長から条例中の1号俸抑制を提案した真意を確認する質疑を行いました。休憩中ではあったが、総務課長から、「組合と従来からの人事院勧告順守を基本に話したが、上げるのは上げて下さい。下げるものは一切駄目ということです。（中略）下げるものは相談になりませんでした。（中略）人事院勧告の基本からいけば、組合にご理解いただくのが基本ですが、今回はやむなく提案したということです。」

さらに、12月11日の正副議長に対する議案の事前説明においても、総務課長は職員組合との交渉経緯を同じように述べています。職員組合から入手した資料とその内容が違っているため、同日副町長に組合との交渉経緯を確認しました。その内容は、職員組合が最終的に合意できないのは1号俸抑制だけとのことでした。16日の本会議における、総務課長の提案補足説明では、職員組合との交渉経緯を1号俸抑制はどうしても合意できないとし、交渉が決裂したと述べています。上記に記述しているように、5日の議会運営委員会と11日の事前説明における総務課長の発言は16日の補足説明と全くその内容が違っています。前段の説明は虚偽の内容と受け取られても仕方ないと思います。議会では、定例会ごとに事前勉強会を開催しています。今回は、15日に予定し、予め事務局において資料や情報を入力し、議案の内容を確認し、最終的には議員の発議により修正案の提出となりました。今回、町が提出した説明資料では、このような内容は全く分からず、勉強会を開かず本会議に臨み審議・採決に至った場合を思慮すると不快感を覚えます。議会としても職員組合との協定内容と交渉経緯は本条例の審議・採決に際しては非常に重要な内容であり、一連の総務課長の説明は議会（議員）を混乱させるものであり、町の執行手続きと併せ強く抗議し、反省を求めます。

③ 補正予算
※なし

④ その他
※なし

(2) 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱の試行について

- ① 滝川議員（整理 NO1） ※提出しない。
- ② 川村議員（整理 NO2） ※提出する。
- ③ 平沼議員（整理 NO3） ※提出する。

3. その他
※なし